

公益財団法人大分県防犯協会職員給与規程

平成23年4月1日
公益財団法人大分県防犯協会
規程第6号
令和6年4月1日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大分県防犯協会（以下「この法人」という。）就業規則第21条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 給与の種類は、次のとおりとする。

給料
扶養手当
通勤手当
時間外勤務手当
期末手当
勤勉手当

(給与支給方法)

第3条 給与は、法令に基づき給与から控除することが認められているものを除き、原則として職員に対して直接、通貨で支払うものとする。

2 給料は月額とし、正規の勤務時間による勤務に対して支給するものとする。

(給料)

第4条 職員の給料は、年齢、採用前の経験、責任の重大性等、他の職員との均衡等を考慮して、理事長が決定するものとし、その給料表は、大分県の「職員の給与に関する条例」（昭和32年大分県条例第39号、以下「給与条例」という。）第6条第2項第1号に定める給料表（以下「行政職給料表」という。）及び大分県の「技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」（昭和32年大分県条例第44号）に定める技能労務職給料表（以下「技能労務職給料表」という。）を基準に、別に定める。ただし、行政職給料表については1級から2級を、技能労務職給料表については1級を適用するものとする。

2 給料は、月の初日から末日までの期間につき、給料の月額の全額を支給する。

3 職員が退職したときは、その日までの給料を支給する。ただし、退職の理由が死亡であったときは、その月分の全額を支給する。

4 給料の支給日は、毎月21日とし、その日が休日、日曜日又は土曜日（以下休日という。）にあたるときは、支給日に最も近い平日に繰り上げて支給する。

(昇給等給与の改定)

第5条 職員が現に受けている号給に至ったときから、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号上位の号給に昇給させることができる。

2 昇給は職員全体の均衡を考慮し、予算の範囲内で行わなければならない。

3 第1項の昇給の時期は、4月1日とする。

4 経済情勢等諸般の事情により給与条例の減額改定が行われた場合には、減額改定することができる。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は扶養親族のある職員に給与条例に準じて支給する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、給与条例に準じて支給する。ただし、その月額が20,000円を超えるときは20,000円を限度とする。

(給料の減額)

第8条 職員が勤務しないときは、理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない全時間について1時間につき、その職員の1時間あたりの給与額を減額して支給する。

(時間外勤務手当)

第9条 職員が正規の時間を超えて勤務を命ぜられた場合は、時間外手当を支給することができる。時間外手当の額は、その職員の1時間あたりの給与額の100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には100分の150)として計算することができる。

(勤務1時間あたりの給与額の算出及び端数計算)

第10条 勤務1時間あたりの給与は、給料の月額に12を乗じ、その額を一週間あたりの勤務時間に52を乗じた数字で除して得た額とする。

2 第8条及び第9条に規定する勤務1時間あたりの給与額を算出する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(期末手当)

第11条 支給の基準、支給の割合及び支給日は給与条例を準用する。

(勤勉手当)

第12条 支給の基準、支給の割合及び支給日は給与条例を準用する。

(休職者の給与)

第13条 職員が休職にされたときは、その休職期間中の給与等の支給の基準は給与条例に準じて行うものとする。

(退職手当の取扱基準)

第14条 職員が退職した場合、(在職中に死亡した場合を含む。)は退職手当を支給する。

2 退職手当の額の計算は大分県の「職員の退職手当に関する条例」(昭和28年大分県条例第105号)を基準に別に定める。

(臨時職員の給与等)

第15条 臨時職員の給与は日給とする。

- 2 日給は職務の内容及び職務態様を考慮して予算の範囲内で理事長が定める。
- 3 給与は前月の初日から末日までの分を、翌月の21日に勤務日数に応じて支給する。ただし、その日が休日にあたる時は、支給日に最も近い平日に繰り上げて支給する。
- 4 諸手当は、予算の範囲内で理事長が定める。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人大分県防犯協会設立登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。